名護市新設廃棄物処理施設建設工事

入札説明書

令和3年8月

名護市

目次

第1章 総則	1
第2章 工事内容等に関する事項	2
1. 工事概要	2
2. 業務範囲	2
3. 本施設の整備に係る対価	3
4. 事務局	3
5. 受注者の決定スケジュール	4
第3章 入札参加に関する条件等	6
1. 入札参加資格要件	6
2. 入札参加資格の確認	8
3. 入札参加に関する留意事項	8
第4章 入札の手続き等	9
1. 入札公告(入札説明書等の公表)	9
2. 入札説明書等に対する質問書の提出(第1回)	9
3. 入札説明書等に対する質問回答書(第1回)	9
4. 入札参加資格審査申請書類の提出	9
5. 資格審査結果の通知	9
6. 入札説明書等に対する質問書の提出(第2回)	10
7. 入札説明書等に対する質問回答書(第2回)	10
8. 入札の辞退	10
9. 設計図書、入札書類及び技術提案書の提出	10
10. 設計図書及び技術提案書の再提出	11
11.基礎審査結果の通知	11
12. 技術提案書に関するヒアリングの実施	
13. 開札	12
14. 低入札価格調査	12
15. 入札の無効	12
16. その他	13
第5章 提出書類	14
1. 入札参加資格審査申請書類	14
2. 入札辞退届	14
3. 入札説明書等に対する質問書	14
4. 設計図書	14
5. 入札書類	14

	6.	技術提案書及び設計図書	.14
	7.	委任状	.14
第	66章	: 審査方法	.15
	1.	名護市新設廃棄物処理施設技術審査委員会(仮称)の設置	.15
	2.	審査の手順及び方法	.15

第1章 総則

本入札説明書は、名護市(以下「本市」という。)が発注する名護市新設廃棄物処理施設 建設工事(以下「本工事」という。)の工事受注者を総合評価一般競争入札により決定する にあたり、適用するものである。

本工事に係る入札及び契約については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書及び 入札公告(名護市公告第75号)による。

第2章 工事内容等に関する事項

1. 工事概要

受注者は、ごみ焼却施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び付帯施設(管理棟(環境学習施設を含む)、計量棟、車庫棟、小動物用焼却炉、構内道路及び駐車場等) 一式(以下「本施設」という。)の実施設計及び建設を行う。

本施設は、環境と安全に配慮した施設とし、ごみの減量化・資源化、最終処分量の削減、熱エネルギーの有効利用に努めた市民に愛される循環型社会のシンボルとなる施設とする。

(1) 工事名

名護市新設廃棄物処理施設建設工事

(2) 工事場所

沖縄県名護市字安和地内

(3) 本施設概要

1) ごみ焼却施設

- ①処理対象物:燃やしていいごみ、プラスチック・ビニール・ゴム類、食用油、草木、粗大ごみ(可燃性)、散乱ごみ、処理後残渣(可燃性)
- ②処 理 方 式:ストーカ式(准連続燃焼式)
- ③施 設 規 模:58t/日(29t/16h(間欠運転式)×2炉)
- ④余 熱 利 用:暖房や給湯に加え足湯を基本とする。

2) リサイクルセンター

- ①処理対象物:燃えないごみ、粗大ごみ(不燃性)、空き缶、空きびん・ガラス類、ペットボトル
- ②処 理 方 式:破砕、選別、圧縮及び梱包方式
- ③施 設 規 模:5.9t/5h

3) ストックヤード(リサイクルセンター内)

- ①ストック対象: 古紙類、古着、金属類、有害ごみ等
- ②施 設 規 模:7.9t

4)付帯施設

管理棟(環境学習及び啓発機能を含む)、計量棟、車庫棟、小動物焼却炉、構 内道路、駐車場等を含めた付帯施設一式を指す。

(4) 工期

工期は、議会議決後の契約日から令和6年3月31日までとし、この間には、建設工事の設計・施工、試運転及び運転指導等の期間を含むものとする。

2. 業務範囲

(1)受注者の業務

受注者が行う業務は次のとおりとする。

1) 実施設計

- ①本施設の機械設備工事及び土木・建築工事に係る設計
- ②測量、地質調査等の本市が提示する調査及びその他必要となる事前調査
- ③本施設の防衛省補助金(以下「補助金」という。)申請支援
- ④住民説明会等の支援(説明会資料の作成支援を含む。)
- ⑤本市が行う各種許認可等申請支援
- ⑥その他関連業務

2) 施設建設

- ①本施設の機械設備工事及び土木・建築工事に係る建設
 - ※土木・建築工事に関して、一部、別に実施される新ごみ処理施設事業計画地造成工事との調整を要する工種がある。詳細は、発注仕様書を参照すること。
- ②建設工事に係る許認可等申請
- ③その他関連業務

3) その他

- ①試運転及び運転指導
- ②性能試験
- ③予備品及び消耗品の設置
- ④説明用調度品の設置
- ⑤工事中の事後調査 (環境影響評価関係)
- ⑥その他必要なもの

(2)本市の業務

本市が行う業務は次のとおりとする。

- ①建設用地の確保
- ②住民同意の取得、住民対応
- ③沖縄県環境影響評価条例(沖縄県条例第77号)に基づく手続き
- ④本施設の補助金申請手続き
- ⑤施設設置届等の許認可等申請

3. 本施設の整備に係る対価

本市は、本施設の整備に係る対価について、本工事の請負契約書において定める額を受注者に支払う。

なお、本市は本工事の実施に関して、防衛省補助金の適用を予定している。補助金の申請等の手続きは本市において行うが、受注者は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するとともに、期日までに補助金対象に係る所定の出来高を達成すること。

また、各年度の出来高の割合について、別途協議により定めるものとするが、年度途中において次年度以降への一部繰延べ、または次年度以降分の繰上げの必要が生じることがあるため、適切に対応すること。なお、このことによる請負金額の変更は行わない。

4. 事務局

本入札に係る事務局は、次のとおりとする。

名護市環境水道部環境対策課環境政策係

所 在 地:〒905-0006 沖縄県名護市字宇茂佐 1710-3

電子メール: kankyoutaisaku@city. nago. lg. jp

電 話 番 号:0980-52-0003

Web サイトアドレス:

http://www.city.nago.okinawa.jp/soshiki/kankyousuidou/kankyoutaisaku/

5. 受注者の決定スケジュール

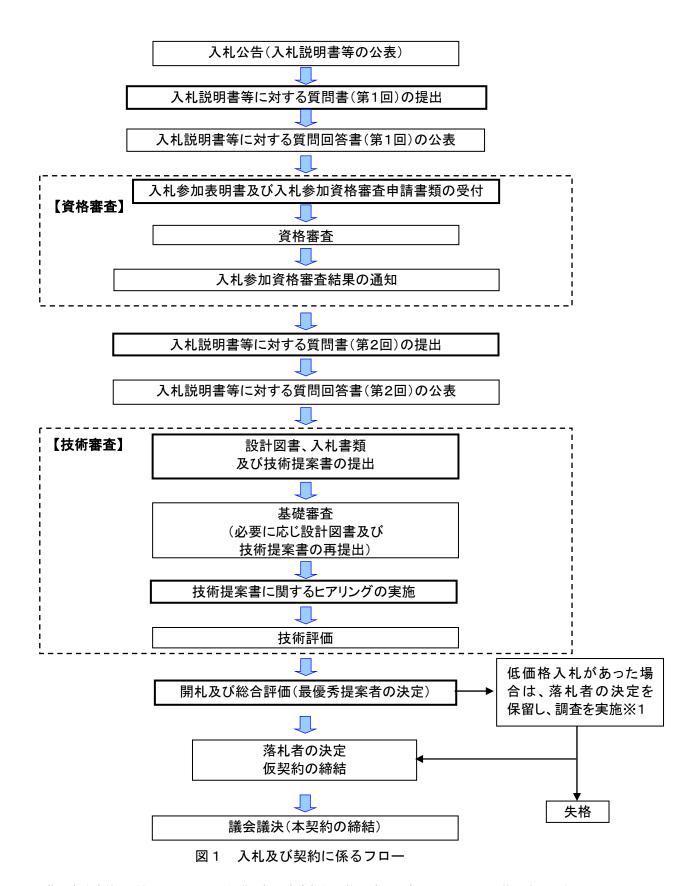
受注者の決定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。 本工事の入札及び契約にかかるスケジュールを表1に示し、フローを図1に示す。 なお、本入札説明書において、「入札説明書等」とは以下の書類をいう。

- ① 入札説明書
- ② 様式集
- ③ 落札者決定基準書
- ④ 発注仕様書

表1 入札及び契約にかかるスケジュール(予定)

日時	内容
令和3年8月19日(木)	入札公告 (入札説明書等の公表)
令和3年8月20日(金)~9月3日(金)	入札説明書等に対する 質問書(第1回)の提出
令和3年9月17日(金)	入札説明書等に対する 質問回答書(第1回)の公表
令和3年8月20日(金)~9月30日(木)	入札参加表明書及び 入札参加資格審査申請書類の受付
令和3年10月4日(月)	入札参加資格審査結果の通知
令和3年10月11日(月)~10月15日(金)	入札説明書等に対する 質問書(第2回)の提出
令和3年10月29日(金)	入札説明書等に対する 質問回答書(第2回)の公表
令和3年12月3日(金)	設計図書、入札書類及び技術提案書の提出
令和3年12月中旬予定	基礎審査結果の通知
令和4年1月中旬予定	技術提案書に関するヒアリングの実施
令和4年1月中旬予定	開札、総合評価及び最優秀提案者の決定 (低価格入札があった場合は決定を保留し、 低価格調査を行う。)
令和4年1月中旬予定	仮契約の締結
令和4年2月予定	本市の議会議決(本契約の締結)

[※]上記スケジュールは、提出図書の審査の進捗状況及び低入札価格調査等により変更が生じる場合がある。



※1 落札者決定等の詳細については、名護市新設廃棄物処理施設建設工事に係る低入札価格調査要領参照。

第3章 入札参加に関する条件等

入札参加者は、代表企業、設計企業(土木建築)及び建設企業(土木建築)で構成するものとし、建設企業(土木建築)は、「名護市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、市内業者(名護市内に本店を有する業者で名護市建設業者格付名簿に登載されている業者)とする。

なお、建設企業(土木建築)の種別は、①土木一式工事、②建築一式工事、③電気工事及び④管工事とし、いずれも本市の入札規則に基づく等級(A級)を満たすものとする。

また、代表企業及び建設企業(土木建築)で共同施工方式(甲)による共同企業体を構成するものとし、構成員数は、最大5者とする。

構成する共同企業体の内、①土木一式工事及び②建築一式工事を担う市内業者は、構成員としての参加を必須とし、その他の種別については、構成員として参加できない場合は、協力企業(元請からの一次下請企業)として参加することも可能とする。

なお、土木一式工事及び建築一式工事を行う企業並びに電気工事及び管工事を行う企業は、 それぞれ1社で兼ねることを可能とする。

1. 入札参加資格要件

本入札に参加する入札参加者は、入札参加資格審査申請書類の提出日までに、次の資格要件を満たすこと。また、(1)から(9)は、本入札に参加するすべての入札参加者が満たすこととし、様式第6号及び第7号にかかっては、様式第2号に記載されるすべて企業に対し必要書類を求める。

【共通の参加資格要件】

- (1) 名護市暴力団排除条例(平成23年名護市条例第7号)第5条第1項に揚げる暴力 団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項並びに第2項各 号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続中の者でないこと。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算開始命令がなされている者でないこと。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は、課徴金納付命令(事前通知含む。)を受けていないこと。
- (7) 直近の1年間において、市税(名護市に対し納付義務があるもの)、法人税、消費 税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 本工事に係る支援業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及びこの者と資本面及び人事面において関連がない者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員が、入札参加者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)
- (9) 「名護市新設廃棄物処理施設技術審査委員会(仮称)」の委員及びその者と資本面 及び人事面において関連がない者。

【本施設の設計及び建設にかかる参加資格要件】

(10) 代表企業は、設計企業(プラント)及び建設企業(プラント)を兼ねるものとし、 次に掲げる全ての実績を満足する一般廃棄物処理施設の工事を元請として受注し、 しゅん工した実績を有する者であること。

- ア) 焼却施設(全連続式、准連続式又はバッチ式)に関する実績
- イ) 平成 14 年度以降に竣工した実績 (ダイオキシン類対策特別措置法に適合する ものに限る)
- ウ) 廃棄物処理施設整備に係る国庫補助を受けた実績
- (11) 設計企業(土木建築)には、土木及び建築設計を行う市内業者(名護市内に本店を有する業者で名護市入札指名人名簿に登載されている業者)を共同企業体の協力企業として交えること。また、設計企業(土木建築)のうち建築設計を行う企業にあっては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。その他、前記の条件を満たすことを前提に、代表企業が設計企業(土木建築)を兼ねること及び複数の設計企業(土木建築)での参加を可とする。
- (12) 代表企業は、令和3・4年度名護市入札指名人名簿(建設工事)のうち、市内業者名簿、市外業者名簿、県外業者名簿のいずれかの名簿に建設工事許可業種「清掃施設工事」で登録されていること。また、入札時に有効な最新の経営事項審査結果通知書における建設工事の種類「清掃施設」の総合評点の数値が、1,000 点以上であること。
- (13) 代表企業及び建設企業(土木建築)は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条に規定する許可を受けた建設業者であること。ただし、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条に定める軽微な工事については、この限りでない。
- (14) 代表企業及び建設企業(土木建築)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による沖縄県内外における営業の停止命令を受けていないこと。(当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ対象が公共工事に係るものである場合に限る。)
- (15) 代表企業と建設企業(土木建築)は、「名護市新設廃棄物処理施設建設工事に係る特定建設工事共同企業体事務取扱に関する要項」に基づき共同企業体(最大 5 者)を形成し、様式第2号に記載される当該共同企業体の構成員及び協力企業(以下、「応募グループ」という。)によりごみ焼却施設及びリサイクルセンター(ストックヤードを含む)の設計及び施工を行う。なお、付帯施設の設計は応募グループの設計企業が行うが、付帯施設の建設工事は応募グループの協力企業とは別の一次下請業者(市内業者)を交え実施すること。
- (16) 一つの応募グループの構成員及び協力企業は、他の応募グループの構成員又は協力企業となることはできない。ただし、本市が受注者と本契約を締結後、選定されなかった応募グループの構成員及び協力企業が、付帯施設の建設をはじめ受注者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- (17) 代表企業又は建設企業(土木建築)は、現場代理人を工事現場に常駐で配置できること。また、本工事に対応する監理技術者(一般廃棄物を対象とする焼却炉設置工事(全連続式、准連続式又はバッチ式)の施工の経験を有する者に限る。)を専任で配置できること。なお、現場代理人及び監理技術者の変更は原則認めないものとし、配置予定の技術者にあっては、入札参加資格審査申請書類の提出日現在において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者でない者であること。

2. 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、入札参加資格審査申請書類(要件を満たすことを確認できる 証明書類を含む)をもって行う。

入札参加資格を有すると確認された後、最優秀提案者の決定までの期間に入札参加者 (入札参加資格を確認された者をいう。以下同じ。)が上記要件を欠くような事態が生 じた場合には、当該入札参加者は失格とする。また、最優秀提案者の決定から建設工事 請負契約締結までの期間に同様の事態が生じた場合には、本市は本工事請負契約を締結 しないことがある。

3. 入札参加に関する留意事項

(1)入札説明書等及び発注仕様書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び質問回答書の記載内容を 承諾したものとみなす。

(2)費用の負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 予定価格等

本工事の予定価格は、10,116,700,000 円(税込)とする。入札参加者は、予定価格を超えない範囲で入札書類(様式第14号)を提出すること。

(4)入札保証金

名護市契約規則第5条の規定に基づき入札金額(単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の5以上の額に相当する額を納付するものとする。ただし、同規則第7条第1項第1号に基づき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は免除とする。

(5)契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は免除とする。

(6) 使用言語及び単位

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用すること。

(7) 著作権

入札参加者から提出される書類の著作権は、それぞれの者に帰属する。ただし、本市は、本工事の範囲において公表する場合及びその他本市が必要と認める場合には、それぞれの者から提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

(8)提出された書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(9) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、入札参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。 また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させること、または内容を提示することを禁じる。

第4章 入札の手続き等

1. 入札公告(入札説明書等の公表)

本市は、令和3年8月19日(木)に入札公告を行い、次の入札説明書等とあわせて令和3年8月20日(金)から9月30日(木)までの期間において本市Webサイトにて公表する。

2. 入札説明書等に対する質問書の提出(第1回)

入札説明書等に対する質問(第1回)を次のとおり受け付ける。

(1)提出方法

本市 Web サイトよりダウンロードした様式第 12 号に記入の上、電子メールに添付し、本市に送付すること。

なお、提出者は電話により着信の確認を行うこと。

(2)提出先

名護市 環境水道部 環境対策課 環境政策係

所在地:〒905-0006 沖縄県名護市字宇茂佐 1710-3

電子メール: kankyoutaisaku@city. nago. lg. jp

電話番号:0980-52-0003

(3)提出期間

令和3年8月20日(金)から9月3日(月)午後3時まで

3. 入札説明書等に対する質問回答書(第1回)

入札説明書等に対する質問回答書(第1回)は、令和3年9月17日(金)に本市 Web サイトにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

4. 入札参加資格審査申請書類の提出

本入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請書類の提出を行うこと。

なお、次の提出日時に入札参加資格審査申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類及び提出方法

本市 Web サイトよりダウンロードした様式第 $1 \sim 10$ 号に記入の上、必要書類と併せて本市に持参又は郵送とする。

なお、郵送よるものは期限必着とする。

(2)提出先

沖縄県名護市字字茂佐 1710-3

名護市 環境水道部 環境対策課 環境政策係

電話番号:0980-52-0003

(3)提出期間

令和3年8月20日(金)から令和3年9月30日(木)の午後3時までとする。

5. 資格審査結果の通知

資格審査結果は、入札参加資格審査申請書類を提出した入札参加者に対して、令和3年10月4日(月)付けで通知する。併せて、提案書等へ記載するグループ名を通知する。

なお、入札参加資格がないと判断された場合、令和 3 年 10 月 4 日 (月) \sim 10 月 8 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時の間に FAX 又は郵送により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、令和 3 年 10 月 15 日 (金)までに入札参加者の代表企業に対しFAX等にて送付する。

6. 入札説明書等に対する質問書の提出(第2回)

入札説明書等に対する質問(第2回)を次のとおり受け付ける。

(1)提出書類及び提出方法

様式第 13 号に記入の上、電子メールに添付し、本市に送付すること。なお、提出 者は電話により着信の確認を行うこと。

(2)提出先

沖縄県名護市字宇茂佐 1710-3

名護市 環境水道部 環境対策課 環境政策係

電子メール: kankyoutaisaku@city. nago. lg. jp

電話番号:0980-52-0003

(3)提出期間

令和3年10月11日(月)から10月15日(金)午後3時まで

7. 入札説明書等に対する質問回答書(第2回)

入札説明書等に対する質問回答書(第2回)は、令和3年10月29日(金)に本市 Web サイトにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

8. 入札の辞退

入札参加者が、本入札を辞退する場合は、次のとおり入札辞退届を提出すること。 なお、入札を辞退した場合に、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(1)提出書類及び提出方法

様式第11号に記入の上、本市に持参すること。

(2)提出先

沖縄県名護市字宇茂佐 1710-3

名護市 環境水道部 環境対策課 環境政策係

電子メール: kankyoutaisaku@city. nago. lg. jp

電話番号:0980-52-0003

(3)提出期間

令和3年10月4日(月)から令和3年11月30日(火)午後5時まで

9. 設計図書、入札書類及び技術提案書の提出

入札参加者は、次に示すとおり、設計図書、入札書類(入札書及び施設整備費内訳書) 及び技術提案書を提出すること。本市は、提出書類を確認後、受領書を発行する。

(1)提出書類及び提出方法

提出書類については次の①~④を作成の上、提出すること。提出方法については本市に持参又は提出期限の必着を前提に郵送による提出も可とする。

- ①設計図書(発注仕様書(第10節1設計図書)に示すとおり)
- ②入札書(様式第14号)
- ③施設整備費内訳書(様式第15号)
- ④技術提案書(様式第16~19号)

(2)入札書及び施設整備費内訳書の提出方法

- ①入札参加者は、入札書及び施設整備費内訳書に必要事項を記入し、記名押印した上で入札書の提出封筒に封入し提出する。なお、入札額は税抜額を記入する。
- ②入札書及び施設整備費内訳書に記載する日付は、入札書の提出日とする。
- ③提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

- ④入札書及び施設整備費内訳書が提出期限までに提出されない場合は失格とする。
- ⑤提出封筒は、様式第14号の別図のとおり記入する。
- ⑥入札書及び施設整備費内訳書の使用印鑑は本市の入札参加資格審査申請に届出 した印鑑とする。

(3)提出先

沖縄県名護市字宇茂佐 1710-3

名護市環境水道部環境対策課環境政策係

電子メール: kankyoutaisaku@city. nago. lg. jp

電話番号:0980-52-0003

(4)提出日時

設計図書、入札書類及び技術提案書の提出日時は、令和3年12月3日(金)の午後5時までとする。

(5) その他

- ①設計図書、入札書及び技術提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②技術提案書は、提出後に再提出、追加修正及び撤回することはできない。
- ③提出された設計図書及び技術提案書は返却しない。
- ④本市が指定した時間に設計図書、入札書及び技術提案書を提出しない者は、本 入札の参加を辞退したものとみなす。

10. 設計図書及び技術提案書の再提出

提出された設計図書及び技術提案書について、基礎審査により不備が発見された場合、 入札参加者に確認を行い、必要に応じて設計図書及び技術提案書の再提出を求めるもの とする。この場合において、再提出された図書は、先に提出された書類に優先するもの とする。本市は、再提出書類を確認後、受領書を発行する。

(1)提出方法

本市に持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(2)提出先

沖縄県名護市字宇茂佐 1710-3

名護市 環境水道部 環境対策課 環境政策係

電話番号:0980-52-0003

(3)提出日時

令和3年12月22日(水)の本市が指定する時間とする。

なお、令和3年12月20日(月)の午後3時までに、再提出する旨を本市へ電話に て連絡し、提出時間を確認すること。

(4) その他

- ①再提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②再提出書類は返却しない。
- ③本市が指定した時間に再提出書類を提出しない者は、本入札の参加を辞退した ものとみなす。

11. 基礎審査結果の通知

設計図書、入札書及び技術提案書の提出書類により基礎審査を行い、その結果を令和 3年12月下旬(予定)に通知する。

なお、基礎審査で失格と判断された場合、令和4年1月5日(水)から令和4年1月14日(金)までの午前9時から午後5時の間にFAX又は郵送により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、令和4年1月21日(金)までに入札参加者の代表企業に対しFAX等にて送付する。

12. 技術提案書に関するヒアリングの実施

本市は、入札参加者に対して、令和4年1月中旬(予定)に、技術提案書の内容を確認するためのヒアリングを実施する。ヒアリングの開催日時及び開催場所については、本市から基礎審査結果を通知した入札参加者に連絡する。

なお、ヒアリングに出席しない者は、本入札の参加を辞退したものとみなす。

13. 開札

技術提案書に関するヒアリング終了後に行う。入札参加者又はその代理人の立会いのもとで開札を行う。入札参加者及びその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。なお、代理人が開札に立ち会う場合は、様式第20号に記入した委任状を、当日持参すること。

(1) 開札日時

令和4年1月中旬(予定)

なお、開札日時については、入札参加者に別途通知する。

(2) 開札場所

沖縄県名護市港1丁目1番1号 名護市役所 本庁会議室

14. 低入札価格調査

本入札では、「名護市新設廃棄物処理施設建設工事に係る低入札価格調査要綱要領」 (以下「低入札価格調査要領」という。)に基づき低入札価格調査を行うことから、以 下の事項について留意すること。

- (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定している。
- (2) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格となる。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、 後日、低入札価格調査要綱に規定する調査を行い、落札者を決定する。なお、 失格基準を下回る入札を行った者は、調査を行わない。
- (4) 低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、事情聴取に協力すること。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者が落札者として請負契約を締結 する場合は、低入札価格調査要綱第8条に規定する措置をとるものとする。

15. 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 予定価格を超える入札
- (9) 失格基準価格を下回る入札
- (10) その他入札の条件に違反した入札

16. その他

本市が配付する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとする。これらの内容が入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。

第5章 提出書類

1. 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査申請書類は、次の書類をまとめて1部提出すること。

(1) 入札参加資格審査申請書 (様式第1号)

(2) 入札参加企業の構成表 (様式第2号)

(3) 委任状(代表企業) (様式第3号)

(4) 委任状(受任者) (様式第4号)

(5) 入札参加資格申請書 (様式第5号)

(6) 入札参加資格要件確認表 (代表企業、設計企業及び建設企業) (様式第6号)

(7) 入札参加資格要件(共通要件)にかかる誓約書兼承諾書 (様式第7号)

(8) 施工実績調書 (様式第8号)

(9) 配置予定技術者調書 (様式第9号)

(10) 特定建設工事共同企業体協定書(甲) (様式第10号)

2. 入札辞退届

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

(1) 入札辞退届 (様式第11号)

3. 入札説明書等に対する質問書

入札説明書等に質問がある場合は、次の書類を1部提出すること。

(1) 入札説明書等に対する質問書(第1回) (様式第12号)

(2) 入札説明書等に対する質問書(第2回) (様式第13号)

4. 設計図書

設計図書は、名護市新設廃棄物処理施設建設工事発注仕様書(第 10 節 1 設計図書) に示す図書をまとめて正本 1 部、副本 15 部提出すること。

5. 入札書類

入札書類は、次の書類をまとめて1部提出すること。

(1) 入札書 (様式第 14 号)

(2) 施設整備費内訳書(ごみ焼却施設) (様式第 15-1 号)

(3) 施設整備費内訳書 (リサイクルセンター) (様式第 15-2 号)

6. 技術提案書及び設計図書

技術提案内容は、様式第 16~19 号に記入しA 4 縦長ファイルに一括して綴じ、表紙及び背表紙に「名護市新設廃棄物処理施設建設工事技術提案書」「代表企業名」を記載のうえ設計図書と共に、正本 1 部、副本 15 部及び電子データ(技術提案書及び設計図書)を保存したCD-R等の電子媒体 1 部を提出すること。

7. 委任状

代理人が開札に立ち会う場合は、次の書類を1部持参すること。

(1) 委任状(開札立会) (様式第20号)

第6章 審査方法

1. 名護市新設廃棄物処理施設技術審査委員会(仮称)の設置

最優秀提案者の決定にかかる総合評価は、「名護市新設廃棄物処理施設技術審査委員会」(以下「技術審査委員会」という。)において行う。

2. 審査の手順及び方法

(1)入札参加資格審査

本市は、本入札に参加を希望する者が提出する入札参加資格審査申請書類について、 入札参加資格要件の具備を確認し、資格審査結果を入札参加資格審査申請書類の提出 者に対して通知する。

(2) 基礎審査

本市は、入札参加者から提出された設計図書、技術提案書及び技術提案書が入札説明書等の内容を満足していることについて確認する。また、内容に不備が確認された場合、提出された書類の再提出を求める場合があるものとし、入札説明書等の内容を満足していないと判断された場合は失格とする。

(3)技術提案書の審査

1)技術評価

技術審査委員会は、技術提案書の技術評価による提案内容の得点化を行う。

2) 総合評価

技術審査委員会は、入札価格の得点化を行う。これに技術審査委員会による技術評価結果を併せて総合評価を行い、最優秀提案者を決定する。

(4)審査事項

審査事項は、「落札者決定基準書」に示すとおりとする。

(5)審査結果

審査結果は、公表する。